

エコボックスの設置費用を 助成します

札幌市では、ごみ減量とリサイクル促進のために、「エコボックス（集団資源回収ボックス）」の設置助成を行っています。

1 エコボックスとは

町内会やマンション管理組合などの住民団体が、各家庭から発生する新聞・雑誌・ダンボールなどの資源物を、共同で収納するために用いる物置型の保管庫です。

札幌市の助成により設置されたエコボックスは、市民が資源物（古紙類）を持ち込むことができる「古紙回収拠点」

の一つと位置付けられ、地域住民以外の市民が排出する資源物も受け入れていただきます。

この他にも、設置場所や設置後の管理等に関する基準がありますので、詳しくは次ページ以降の内容をご確認ください。

《エコボックスのイメージ》



※設置にあたっての注意事項

- ・ 建築基準法に従った建築確認申請が必要となる場合があります。
- ・ 規模や高さによって固定資産税が課税される場合があります。

固定資産税の課税要件等につきましては、各市税事務所固定資産税課までお問い合わせください。

2 助成対象

以下の(1)(2)のすべての要件・基準を満たす住民団体が、エコボックスを新規に設置、または更新する場合に、1カ所に限り助成を受けることができます。

なお、既存のエコボックスを撤去した後、再び設置する場合は更新とみなします。

(1) 助成対象者

地域住民が共用で使用する目的でエコボックスを設置、管理しようとする団体等。

(2) 助成基準

次のすべての基準を満たす団体とします。

ア 事業の継続に関する基準

設置するエコボックスによる資源物の回収を5年以上継続して実施する見込みがあること。

イ 資源物の受入に関する基準

設置する団体等の構成員以外の市民からの資源物(古紙類)を受け入れること。

ウ 設置場所に関する基準

- ・設置者が使用権限を有する土地であること
- ・地域住民以外の札幌市民が気軽に利用することができる場所であること
- ・交差点、横断歩道付近等の道路交通法に抵触する場所でなく、資源回収業者等が安全に収集作業を行える場所であること。

エ 管理体制に関する基準

- ・設置するエコボックスを適切に管理すること
- ・土曜日、日曜日にも利用可能とする管理体制を取ること

オ エコボックスの形状等に関する基準

- ・「エコボックス」のロゴ、使用方法、管理団体名が入ったステッカーを札幌市が貼付するのを認めること
- ・ステッカーを容易に貼付できるよう、凹凸の少ない形状であること

カ その他の基準

- ・助成の決定を受けてから、エコボックスの購入・設置を行うこと
- ・設置状況調査、又は報告に応じることができること
- ・設置にあたり、法律、政令、省令その他の関係法令を遵守できること

3 助成額

(1) 新規に設置する場合

設置に要する費用（消費税等を含まない本体価格）の4分の3に相当する額とし、上限額は15万円です。

(2) 既設のエコボックスを更新する場合

設置に要する費用（消費税等を含まない本体価格）の2分の1に相当する額とし、上限額は10万円です。

4 申請手続

(1) 設置等に関する計画の事前確認

設置を計画しているエコボックスの設置場所、形状、管理体制などが助成基準に該当するかどうかを申請前に確認します。

本市担当者が設置場所の現地調査に伺いますので、調査を希望する日時をご連絡ください。調査当日には、設置を計画している保管庫のカタログ等の写しをご用意ください。

(2) 助成金の申請

助成基準を満たすことが確認できましたら、助成金の交付申請を行います。申請に必要な書類と提出先は次のとおりです。

<必要書類>

- ① 集団資源回収ボックス設置費助成金交付申請書（様式1）
- ② 設置に要する経費の内訳が明記されている見積書等の写し
- ③ 集団資源回収ボックス設置同意書（様式2）
- ④ 付近見取り図
- ⑤ 配置図
- ⑥ 詳細図（エコボックス形状図）

<提出先> ※郵送または持参

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 12階
環境局環境事業部循環型社会推進課

(3) 助成金の交付決定

申請が受理され助成金の交付が決定すると、集団資源回収ボックス設置費助成金交付決定通知書（様式3）を交付します。

この交付決定を受けてからエコボックスを設置してください。助成交付決定前に設置した場合は、助成金が交付されませんのでご注意ください。

(4) 助成金の交付請求

エコボックスの設置完了後、次の書類を札幌市へご提出いただき、助成金の交付を請求してください。

<必要書類>

- ① 集団資源回収ボックス設置報告兼助成金交付請求書（様式7）
- ② エコボックスの設置状況を示す写真
- ③ エコボックスの設置に要する経費、仕様等が確認できる書類（領収書等）
- ④ その他札幌市が必要と認める書類
(必要に応じてご提出いただくことがあります。)

<提出先> ※郵送または持参

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 12階
環境局環境事業部循環型社会推進課

お問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課

電話 011-211-2928